

し場合の原價辨償、身許保證金積立等あり、身許保證金は三百圓を以て限度とし二百圓に達する迄は毎月の所得より一割を天引さるるものとす。

かゝる規定の下に技工は、屢々原價辨償の月賦に負擔を感じ乍ら、其多くが徒弟出身なるため、永き三越に對する愛執と、一方三越店員たる誇りの下に、専ら日子を送り來りしなり。

然るに昨春以來の經濟界恐慌の影響を蒙り、三越洋服部の注文引受け激減せしため、職工の所得は著しく減少して、背廣一著を二日間の仕事となさざるべからざる仕儀往々あるため、再三「仕事も少し出して頂きたし」と主任に向け嘆願せる事實あり、之に對し洋服部主任も亦好意ある考慮を拂ふべきを度々聲明せしに係らず遂に其實現を見る能はざりき。

かゝる經濟的不平の鬱積と他面高橋主任に對する人格的不信頼の念は、思はざる労働爭議の勃發を誘起することとなり、十二月初旬に到り、技工は屢々寄り／＼の協議をなし、兎も角も所得増加の方途を嘆願することとなり、技工小倉了、扇八三郎、小濱小市三名を、十七日其代表委員に選任したり、然れども此時尚罷工意志等毛頭なかりしなり。

▲爭議の發端

小倉、扇、小濱三委員は高橋主任に會見し「仕事を増して頂きたし」と交渉したるに、高橋主任は

技工等が團體交渉の形式を取りたる事に對し、心中面白からず感じけん、其不心得を諭して止ませず、此時高橋主任の態度は著しく技工側の反感を誘發するに至り、同夜技工等は協議の結果、十九日身許保證金半額押下げ要求を爲せしも、店員服務規定に基く理由の下に再び高橋主任は拒絶したり。

技工側の此要求は、収入減のため越年の用意に積立金を以て充てんとせるものたるを以て、勢は更に勢を生むの觀を呈し廿日に到りて、遂に四ヶ條の要求を提出するに到れり。要求の内容及其理由として技工團が廿八日に到り公にせる印刷物に依れば左の如し。

三越吳服店洋服技工の要求 (原文のまま)

一、請取者に對し保證日給二圓三十錢を支給せられ度き事。

理由

三越洋服技工大部分の賃金は請負制である。即ち背廣一枚に付七圓四十錢と云ふが如し。例年十一月、十二月は仕事の多い月で労働者の書き入れ時である。然るに今年は閑散の爲めに技工は背廣一つ作つては(約三日)二日位仕事なしである。然るに仕事のない時は技工は一日工場に出勤して居ながら一錢の収入も得られない。故に月収は丁度半減したに等しい。依て半月計算に於て請取賃金總額が一日平均二圓三十錢に充たない場合は二圓三十錢に充つる迄保證せられ度いと云ふのである